

高齢社会白書の刊行に当たって



内閣府特命担当大臣

高市早苗

我が国では、昭和50年に5%に満たなかった高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の比率）が一貫して上昇を続け、平成17年には初めて20%を超え、世界で最も高齢化が進んだ国となりました。このように、我が国が直面している高齢社会を、国民が活力を持ち安心して暮らすことができる社会としていくためには、「高齢者は支えられる存在である」という固定観念を捨てた、むしろ「高齢者は高齢社会を支える可能性を持った貴重なマンパワーである」という新しい視点からの取組が不可欠です。

こうした状況の下、政府は、高齢社会対策基本法の基本理念である「公正で活力があり、自立と連帯の精神に立脚した、豊かな社会」を構築するため、高齢者個々人のライフスタイルが多様化している状況を踏まえ、高齢社会対策大綱に基づき各種施策を総合的に推進しております。

「高齢社会白書」は、高齢社会対策基本法に基づき政府が国会に提出する年次報告書であり、我が国の高齢化の状況等を検証及び分析するとともに、平成18年度に政府が講じた高齢社会対策の実施状況及び平成19年度に講じようとする高齢社会対策について記述しております。

我が国は、今後いわゆる「団塊の世代」が高齢期に達するなど、高齢化が一層進行し、平成67年には高齢化率が40%を超え、2.5人に1人が65歳以上の高齢者という社会になると予測されています。さらに、少子化に伴う人口減少という新しい局面も同時進行しております。これらのことを踏まえると、現在我が国では、世界にも「前例のない高齢社会」が現出しつつあると言えるでしょう。今回の白書では特に、「前例のない高齢社会」の到来とそれがもたらす課題を検証するとともに、そうした社会を活力があり安心できるものとしていくための取組の方向性について取り上げています。

本白書が、国民の皆様幅広く活用され、高齢社会対策に対する理解と関心が一層深まるとともに、「前例のない高齢社会」を長い生涯のすべてのステージで生きがいを持って活躍できる社会としていくための取組について、高齢者を始め国民一人一人が考える上での一助となれば幸いです。

平成19年 6月